

令和4年（2022年）4月11日

保護者の皆様へ

熊本市教育委員会

## オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校（園）に関する対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃から学校（園）運営とともに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

新学期を迎えるにあたり、市立学校（園）における新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、文部科学省からの令和4年3月25日付事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」を受けて、次のとおり実施いたします。

### 1 濃厚接触者の特定について

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、保健所と学校で連携し、感染者の学校内での行動を調査し（積極的疫学調査）、濃厚接触者を特定し、行動制限を行ってきました。

しかしながら、文部科学省事務連絡により、

- ①オミクロン株の特徴（潜伏期間・発症間隔が短い）を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、感染するリスクの高い同一世帯や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に集中的に実施することとし、
- ②「中学校や高等学校等で感染者が発生した場合については、保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求められない」
- ③「幼稚園、小学校、特別支援学校及び児童育成クラブで感染者が発生した場合については、小学校就学前段階と小学校において講じられる基本的な感染防止対策の実施の差異等に応じて、自治体毎に感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に関する方針が決定される」とされました。

よって、保健所と教育委員会で協議した結果、本市においては、国通知を踏まえ、二次感染率の高い同一世帯内及び感染した際に重症化リスクが高い入院医療機関や高齢者等施設に対して積極的疫学調査等を集中的に実施し、学校（園）内での積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は実施しないこととします。

ただし、学校（園）内で同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性

がある状況や、更なる感染対策の必要性が認められる場合には、保健所による学校（園）内での調査を実施する場合があります。

児童育成クラブについても学校（園）と同様の取り扱いとなります。

今後も、咳や咽頭痛、発熱など、わずかでも症状がある場合は、すぐに医療機関を受診していただくようお願いいたします。

## 2 臨時休業の判断について

学級閉鎖等の臨時休業の判断については、本年1月27日より、文部科学省が示す基準を準用して目安としてきましたが、今回、濃厚接触者を特定しないこととするため、以下のとおり目安を変更します。

### 【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、~~複数の濃厚接触者が存在する場合~~ 削除
- ④その他、設置者が必要と判断した場合

### 【学校全体の臨時休業】

○学校の総学級数の25%以上の学級を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

○閉鎖の期間としては、5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

お問い合わせ先

健康教育課 096-328-2728